

<介護保険事業計画 策定に関わる参考資料>

国／基本指針(案)の点検

令和5年8月

本書は、介護保険事業計画に関する国の基本指針(案)について、現時点での点検を行った資料です。今後の計画策定にあたり、参照・参考とすべき情報として整理しています。

※基本指針(案)については、下記時点の資料を参照しています。
「社会保険審議会 介護保険部会(第107回)(令和5年7月10日)」資料より

<目次> (市町村計画に関連するもの)

| | |
|--|---|
| 【第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項】【一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項】 | 2 |
| 【二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】 | 3 |
| 【三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項】 | 5 |

※次ページ以降、表の構成

| 基本指針(案)【項目】 | 基本指針(案)【主な見直し(変更)部分の抜すい】(太字下線部が変更・追加箇所) | 検討・対応の視点 例 |
|-----------------|---|--|
| 基本方針(案)の項目構成です。 | 基本指針(案)の内容のうち、新規部分(前回からの変更点)等の抜粋 | 次期計画における対応方向の検討 (現時点での検討例で あり、地域の実情を踏 まえた今後の検討箇所 となります。) |

| 取組の分析表 | |
|---------------------|--|
| (五)市町村民生福祉課保健課との関係 | |
| (六)市町村民生福祉課保健課との関係 | |
| (七)市町村民生福祉課保健課との関係 | |
| (八)生涯学習課との関係 | |
| (九)市町村民生福祉課保健課との関係 | |
| (十)市町村民生福祉課保健課との関係 | |
| (十一)福祉人材確保課との関係 | |
| (十二)介護保険課との関係 | |
| (十三)認知症施策推進大綱の取組 | |
| B その他 | |
| (一)計画期間と作年の時期 | |
| (二)事業と地域連携プロジェクトの取組 | |

9

【二】市町村介護保険事業計画の基本的記載事項】

| 取組の分析表 | |
|-------------------------------|--|
| 1 日寄生活支援 | |
| 2 各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (二十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (三十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (四十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (五十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (六十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (七十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (八十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十一)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十二)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十三)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十四)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十五)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十六)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十七)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十八)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (九十九)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |
| (一百)各年度における介護給付等対象者サービスの提供状況 | |

【(十三) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組】
 (中略) こうした観点から、市町村介護保険事業計画において、認知症施策を定める場合には、認知症施策推進大綱の基本的な考え方を踏まえるよう努めるものとする。
 なお、認知症施策推進大綱の対象期間とは令和七年までの六年間であり、令和四年は算定三年後の中間年であったことから、施策の進捗状況について中間評価が行われた。したがって、今後は、中間評価の結果も踏まえ、認知症施策推進大綱の考え方を踏まえた施策を進めることが重要である。
 また、令和五年通常国会で成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行に向けては、国が今後算定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて認知症施策を推進していく必要があることに留意すること。

【(十四) 認知症施策推進大綱を踏まえた取組】
 (中略) 各年度における介護給付等対象者サービスの種類ごとの限の見込み(中略) また、サービスの量の見込みを定める際には、サービスの利用に際した地域間の移動や、住民のサービスの利用の在り方を含めた地域特性や都道府県による老人福祉圏域内の広域調整を踏まえることが必要である。こうした観点から、地域連携型サービスについては、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に際した事前調整等の調整を行うことが重要である。
 (中略) 在宅サービスの充実を図る観点から、例えば在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすいため、地域密着型サービスは地利的配置バランスも勘案して整備することなどを考慮しながら、必要となるサービスの種類ごとの量の見込みを定めることも重要である。
 また、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、訪問リハビリテーション等の更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援施設等の充実を図ることが重要である。そのため、関係団体等と連携した上で、介護老人保健施設等の確保等の取組を行うことが重要である。
 さらに、地域で作成した認知症ケアパス及び認知症の人を含む精神科病院からの退院者を地域で受け入れることを踏まえたものとするよう留意すること
 が重要である。
 加えて、介護老人福祉施設等のサービスの量の見込みを定める際には、特例入所者数の見込みも踏まえて定めることが重要である。特例入所の費用については、介護老人福祉施設が在宅での生活が困難な重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化されている施設等や地域における実情を踏まえ、立地町村において、必要と認められる場合は、必要と認められた適切な費用を確保することが重要である。
 また、障島や過海地域等に所在している小規模介護福祉施設(以下「小規模特養」という。)については、地域において必要な介護サービス提供が継続されるよう、都道府県と連携を図りつつ、地域住民と協働しその地域における小規模特養の在り方を含めて議論することが重要である。

【(十五) 総合事業の量の見込み】
 (中略) 地域のニーズや状況等の地域の実情を踏まえた必要な量を見込む必要があること。その際、費用の額の見込みのほか、サービスを提供する事業者・団体数や利用者数を見込むように努めること。なお、サービスを提供する事業者・団体数を見込むに当たっては、介護給付等対象者サービス及び地域支援事業等の公的なサービス提供体制のみならず、地域における様々な主体によるサービス提供体制も踏まえて検討すること。また、利用者数を見込むに当たっては、要介護認定によるサービスを受ける前か補助形式によるサービスを利用する原必要介護保険者が、補助形式によるサービスの対象者となり得ることに留意すること。
 (中略) その他、総合事業の量の見込みに対し、より質の高い取組を推進するために必要な医療専門職等を確保するためには、通いの場をはじめとした総合事業におけるサービスに医療専門職等を派遣することについて、4 (一)で示した協議の場において医療機関や介護事業所等の調整を行うことが重要である。
 (中略) なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動を自粛している状況も見られることから、感染防止に配慮しつつ、活動再開や参加率向上に向けた取組を進めていくことが重要である。

認知症施策推進大綱や中間評価結果を踏まえた施策推進
 国が今後算定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた認知症施策を推進

既得資源等を活用した複合型サービスの重要性
 た中期的な目標設定
 訪問リハビリ、介護老人保健施設による在宅療養支援施設充実
 関係団体等と連携し介護老人保健施設等の協力要請や医療専門職の確保

公的サービス以外にも、地域における様々な主体によるサービス提供体制も踏まえて検討
 総合事業の量の見込み、医療専門職等の派遣にあたっては医療機関や介護事業所等の調整
 コロパ協からの活動再開や参加率向上に向けた取組

| | |
|------------------------------|---|
| <p>(一) 介護給付の適正化の取組及び目標設定</p> | <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> |
| <p>(二) 介護給付の適正化の取組及び目標設定</p> | <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> <p>○高齢者の生きがいづくりや日常生活の自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定</p> |

■ 「(二) 包括的支援事業の事業量の見込み」
 (中略) また、高齢者やその家族が地域において安心して日常生活を営むことができれば、また、令和五年の法改正で、総合相
 談支援業務の一部委託や介護予防支援の指定対象拡大等が行われたことにも留意すること。
 なお、包括的支援事業の事業量の見込みについては、第一の五の地域包括支援センターの必要な職員体制と整備に関わることに留意すること。

■ 「(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の悪化若しくは悪化の防止への取組及び目標設定」
 (中略) また、高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、その者の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適切に支援することが重要である。具体的には、地域住民、生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）、NPO、ボランティアや民間事業者等の地域様々な活動主体、専門的知見を有する専門職等の協力により、高齢者の要介護状態や生きがい、生活歴、生活状況等を的確に把握し、要介護状態等に応じて個人と取組に働きかけ、本人の意欲を高める支援を提供することが重要である。その際、要介護認定によるサービスを受ける前から補助形式によるサービスを継続的に利用する居宅要介護確保者を補助形式によるサービスの対象とすることが可能であることにも留意すること。

(中略) ⑤高齢者の生きがいづくりのための「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」による高齢者個人の特性や希望に合った就労的活動のコーディネートサービス提供期間中の有償での取組も含めたボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進といった取組が考えられる。これらに限らず、地域の実情に応じて多様な取組を構想し、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。
 また、市町村は地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりに取り組みすることが重要である。その際、国が作成・周知する資料や、地方自治体の取組事例の分析結果等を活用することも重要である。

(中略) その際、地域の医師会をはじめとした関係団体・関係機関等との協議の場を設け、「第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項」の3.(一)で示した具体的な取組内容の検討・実施を行うことが重要である。

■ 「(二) 介護給付の適正化への取組及び目標設定」
 介護給付の適正化事業は、実施主体が保険者であり、保険者が本来発注するべき保険者機能の一環として自ら主体的・積極的に取り組むことが重要である。このため、第九期からの調査交付金の算定に当たっては、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、療養点検・医療情報との統合といったいわゆる主要三事業の取組状況を把握することとすることである。
 主要三事業、あるいは地域の実情に応じて介護給付の適正化に資する多様な取組を構想し、介護給付の不合理な削減差の改善や介護給付の適正化に向け、都道府県と協議の場を設け、その取組内容と目標について市町村介護保険事業計画に盛り込むこと。なお、主要三事業の取組状況については公表することとする。

また、国保連合会の介護給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した療養点検・医療情報との統合及びケアプランの点検について、効果的・効率的に事業を実施するため、効果等が期待される帳票を優先して点検を行うことが重要である。

さらに、こうした取組の実施に当たっては、都道府県との協議の場において議論を行い、国保連合会への委託等も検討することが重要である。

※注) 「主要五事業」 → 「主要三事業」
 (1) 要介護認定の適正化 (認定調査状況チェック)、(2) ケアプランの点検、(3) 住宅改修等の点検、(4) 療養点検・医療情報との統合、(5) 介護給付費通知、以上5点から、今般指針(案)では「(6) 住宅改修等の点検」「(6) 介護給付費通知」が除外されています。

■ 総合相談支援業務の一
 部委託や介護予防支援の指定対象拡大等への留意
 ・ 包括的支援事業量の見込み、地域包括支援センターの必要な職員体制との密接な関連性の留意

■ 有償を含むボランティアや就労的活動による社会参加の促進
 ・ 地域包括ケアシステム
 の自己点検結果も踏まえ、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムの推進及び地域づくりに取り組むことが重要。国資料や、他の取組事例の分析結果等を活用

■ 調整交付金算定の前提ともなる主要三事業対応
 「要介護認定の適正化(認定調査状況チェック)」「ケアプランの点検」「療養点検・医療情報との統合」

【三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項】

| | 要項の方針案 |
|---|--|
| 1 市町村介護保険事業計画の任意記載事項 1 初級包括ケアシステム構築のための基幹的に関与 することが必要事項 | 〇市町村介護保険事業計画の任意記載事項が、併せて 市町村介護保険事業計画の任意記載事項として記載 が望ましいこととする。併せて、市町村介護保険 事業計画の任意記載事項として記載することとする。 【注(1)(2)】 |
| (一)在宅医療・介護連携の推進 | 〇かかりつけ医師等による在宅医療の推進の促進を 図る。【注(1)(2)】 |
| (二)高齢者の健康増進と介護予防の一体的推進 | 〇総合的な高齢者の健康増進の促進について、介護保険 生活115条の4の2において努力義務とされている 在宅医療・介護連携の推進を図る。【注(1)(2)】 |
| (四)地域ケア体制の確立 | 〇地域ケア体制の確立を図る。【注(1)(2)】 |
| (五)高齢者の居住安定に係る施策の推進 | 〇高齢者の居住安定に係る施策の推進を図る。【注(1)(2)】 |

12

| | 要項の方針案 |
|---|---|
| 2 各年度における介護給付対象サービスの確保 2 各年度における介護給付対象サービスの確保 の要項の方針案 | 〇執行の「中長期人口動態や介護ニーズの变化 を把握するための調査」を実施し、介護給付対象 サービスの確保を図る。【注(1)(2)】 〇地域ケア体制の確立を図る。【注(1)(2)】 〇地域ケア体制の確立を図る。【注(1)(2)】 |
| (一)関係者の意思の反映 | 〇関係者の意思の反映を図る。【注(1)(2)】 |
| (二)公費及び民間による事業の促進 | 〇公費及び民間による事業の促進を図る。【注(1)(2)】 |
| (三)理解促進を図る事業の促進 | 〇理解促進を図る事業の促進を図る。【注(1)(2)】 |
| (四)情報の活用 | 〇情報の活用を図る。【注(1)(2)】 |
| 3 各年度における地域包括ケア事業に必要とする費用の 確保のための方針 | 〇各年度における地域包括ケア事業に必要とする費用の 確保を図る。【注(1)(2)】 |
| (一)地域包括ケア事業に必要とする費用 | 〇地域包括ケア事業に必要とする費用の確保を図る。 【注(1)(2)】 |
| (二)関係者の意思の反映 | 〇関係者の意思の反映を図る。【注(1)(2)】 |
| (三)公費及び民間による事業の促進 | 〇公費及び民間による事業の促進を図る。【注(1)(2)】 |
| (四)理解促進を図る事業の促進 | 〇理解促進を図る事業の促進を図る。【注(1)(2)】 |
| (五)情報の活用 | 〇情報の活用を図る。【注(1)(2)】 |

13

■ 「(一) 在宅医療・介護連携の推進」

在宅医療・介護連携の推進により、在宅医療及び介護が円滑に提供される仕組みを整備し、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、医療計画に基づき医療機能の分化と併行して、令和五年の法改正によって創設された医療法におけるかかりつけ医療施設報告等を新設した協働の結果も考慮しつつ、市町村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要である。

■ 「(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」

(中略) また、法第百十五條の四の二において、総合事業の実施状況の評価等が努力義務とされていることを踏まえ、総合事業の実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討することが重要である。

■ 「(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携」

今後の高齢者の居住安定に係る施策との連携
実現の観点からも非常に重要な課題である。
また、住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるものであるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ、その中で生活支援サービスを提供しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが、保健、医療、介護等のサービスの提供される前提となる。
このため、市町村は、高齢者向け住まいの確保を図るに当たり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政策を所管する部局等と連携し、当該ニーズに対し、既存の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政策を所管する部局等と連携し、生活指導・相談、安否の確認、緊急時対応等のサービスを提供し、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関するプロジェクトや加齢対応支援等を備えた公営住宅、住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局や都道府県等と連携を図り定めることが重要である。

(中略) このため、市町村は、高齢者向け住まいの確保を図るに当たり、地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析するとともに、住宅政策を所管する部局等と連携し、当該ニーズに対し、既存の施設やサービス基盤を組み合わせつつ、計画的に対応していく必要がある。その上で、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、緊急時対応等のサービスを提供し、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関するプロジェクトや加齢対応支援等を備えた公営住宅、住宅確保要配慮者円滑な賃貸住宅、その他の高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局や都道府県等と連携を図り定めることが重要である。

また、生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等が生活課題を抱える高齢者に対するため、六十五歳以上の者であって、経済上の理由及び経済的理用により自宅において生活が困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする養護老人ホームや、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事を提供その他の日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする養護老人ホームについて、地域の事情に応じて、サービスの見込みを定めることが重要である。なお、養護老人ホームにおいて、居住に困難を抱える高齢者の受入れを促進し、地域の実情に応じて、サービスの見込みを定めることも考えられる。

さらに、居住支援協議会等の場も活用しながら、行政における様々な分野の関係機関や、居住支援法人、不動産団体、社会福祉法人、NPO等の関係団体と連携を図り、住まい支援に関する総合的な窓口等について、それぞれの地域の状況や実情に合った形で構築するなど、住まいの確保と生活の一体的な支障の体制を整備しつつ、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保を図ることも重要である。このため、福祉支援事業等の活用、都道府県や他分野の施策との連携等が考えられる。

■ 「2 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方針」

市町村介護保険事業計画において、介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関する事項等、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方針を定めるよう努めるものとする。
また、定期巡回・随時対応型介護サービスについて、中長期的な人口構造や介護ニーズの变化に加え、医療ニーズの变化も見据えた的確なサービス量の見込み及び見込量確保のための方針を示すことが重要である。

この場合には、次の点に留意して介護給付対象サービスの事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、情報の提供を適切に行う等多様な事業者の参入を促進する工夫を図ることが重要である。
また、地域包括ケアサービスについて、既存施設の有効活用等を図るとともに、区域外へのサービス提供に係る介護事業所の負担の軽減を図る観点から、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する仕組み等の整備を図ることも重要である。

さらに、人口減少等により介護サービス需要の成熟化が見込まれる地域においても、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要である。都道府県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を行うことも考えられる。

■ かつ、かかりつけ医療機能報告等を踏まえた協議の結果も考慮し、在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが重要である。

■ 総合事業実施状況評価面等が努力義務とされていることを踏まえ、実施状況調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討

■ 地域の人口動態、医療・介護ニーズ及び高齢者の住まいに関するニーズを分析し、住宅政策所管部局等と連携し、ニーズに対し、既存施設やサービス基盤を組み合わせつつ計画的な対応
養護老人ホームにおいて、居住に困難を抱える高齢者の受入れを促進し、地域の事情に応じて、サービスの見込みを定めることが重要である。なお、養護老人ホームにおいて、居住に困難を抱える高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームに関する供給目標等について、必要に応じて住宅政策を所管する部局や都道府県等と連携を図り定めることが重要である。

■ 居住支援協議会等を活用し、行政関係部局や関係団体の連携により住まいの確保を図るための体制を整備し、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住の確保、地域支援事業等の活用、都道府県や他分野の施策連携等。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス訪問介護看護サービス口構造や介護ニーズのほか、医療ニーズの变化も見据えた的確なサービスの見込み及び見込量確保のための方針

■ 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方針

■ 地域包括ケアサービスについて、既存施設の有効活用等を図るとともに、区域外へのサービス提供に係る介護事業所の負担の軽減を図る観点から、都道府県と連携を図りつつ、広域利用に関する仕組み等の整備を図ることも重要である。

■ 人口減少等により介護サービス需要の成熟化が見込まれる地域においても、介護サービス需要の見込みに合わせて過不足ない整備が必要である。都道府県による広域調整を踏まえ、既存施設の有効活用等による効率的な整備を行うことも考えられる。

| | | | |
|--|--|---|---|
| <p>■ 項目名変更 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項」 → 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」 (2025年度の推計を削除)</p> | <p>(中略) また、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合かつ断片的に進めていくことが重要である。そのため、令和五年の法改正による改正後の法第五十六条においても、都道府県は「介護サービスを提供する事業者又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に関する取組を促進されるよう努めなければならない。」とされており、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。市町村においては、都道府県と連携し、都道府県が実施する業務の事業者への周知等を行うことが重要である。業務効率化を進めて職員への負担軽減を図る観点から、介護分野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づく介護ロボット・ICT導入支援について、三年間の導入事業所数等の数値目標を設定していくことも考えられる。</p> <p>さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるよう新たなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。</p> <p>加えて、ケアマネジメンツの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。</p> <p>また、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携、協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特徴を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である。</p> | <p>・ 介護現場の生産性の向上 (都道府県が主体) ・ 生産性向上施策の事業者への周知等 (介護ロボット・ICT導入支援等) ・ ケアマネジメンツの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に向けた取り組み ・ 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用検討</p> | <p>・ 外国人介護人材の確保・定着にあたり、多文化共生や日本語教育等の担当部署との連携に十分留意 ・ セクハラ・パワハラ等防止等対応 ・ 令和7年度までに「(介護分野)電子申請・届出システム」の使用に向けた準備完了が必要、介護人材確保に向け、介護事業者の経営協働化や大規模化の検討 ・ 業務効率化の観点から、介護現場の整備に向けた取組 ・ 要介護認定を滞りなく適正に実施するため、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化</p> |
|--|--|---|---|

| | | | | |
|--|--|---|---|---|
| <p>■ 項目名変更 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項」 → 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」 (2025年度の推計を削除)</p> | <p>(中略) また、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合かつ断片的に進めていくことが重要である。そのため、令和五年の法改正による改正後の法第五十六条においても、都道府県は「介護サービスを提供する事業者又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に関する取組を促進されるよう努めなければならない。」とされており、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。市町村においては、都道府県と連携し、都道府県が実施する業務の事業者への周知等を行うことが重要である。業務効率化を進めて職員への負担軽減を図る観点から、介護分野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づく介護ロボット・ICT導入支援について、三年間の導入事業所数等の数値目標を設定していくことも考えられる。</p> <p>さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるよう新たなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。</p> <p>加えて、ケアマネジメンツの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。</p> <p>また、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携、協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特徴を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である。</p> | <p>(中略) また、都道府県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の確保・定着支援(特に外国人介護人材の確保・定着)に当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部署と連携にも十分留意すること。」を阿輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護現場の魅力発信し、介護現場のイメージを刷新していくことが重要である。</p> <p>さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)及び労働協約の適合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)以下「男女雇用機会均等法等」という。)におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和三年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業者選定に当たって、職歴において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった言動と必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されること(以下「職歴におけるセクシュアルハラスメント」又は「セクハラ」という。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが重要である。このような状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。</p> <p>介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正されたことにより、市町村においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めることが重要である。</p> <p>なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用により、区域外指定を受ける地域帯域型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。</p> <p>加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。</p> <p>業務効率化の観点からは、介護現場の整備に向けた取組を進めることが重要である。</p> <p>また、要介護認定を滞りなく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めることが重要である。</p> | <p>・ 介護現場の生産性の向上 (都道府県が主体) ・ 生産性向上施策の事業者への周知等 (介護ロボット・ICT導入支援等) ・ ケアマネジメンツの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に向けた取り組み ・ 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用検討</p> | <p>・ 外国人介護人材の確保・定着にあたり、多文化共生や日本語教育等の担当部署との連携に十分留意 ・ セクハラ・パワハラ等防止等対応 ・ 令和7年度までに「(介護分野)電子申請・届出システム」の使用に向けた準備完了が必要、介護人材確保に向け、介護事業者の経営協働化や大規模化の検討 ・ 業務効率化の観点から、介護現場の整備に向けた取組 ・ 要介護認定を滞りなく適正に実施するため、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化</p> |
|--|--|---|---|---|

| | | | |
|---|---|--|---|
| <p>4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項</p> | <p>■ 項目名変更 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項」 → 「4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等」 (2025年度の推計を削除)</p> | <p>(中略) また、介護現場の生産性の向上の取組は、都道府県が主体となり、地域の実情を踏まえ、総合かつ断片的に進めていくことが重要である。そのため、令和五年の法改正による改正後の法第五十六条においても、都道府県は「介護サービスを提供する事業者又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に関する取組を促進されるよう努めなければならない。」とされており、具体的には、地域医療介護総合確保基金に基づく介護生産性向上推進総合事業によるワンストップ型の窓口の設置、介護現場革新のための協議会の設置といった取組が考えられる。市町村においては、都道府県と連携し、都道府県が実施する業務の事業者への周知等を行うことが重要である。業務効率化を進めて職員への負担軽減を図る観点から、介護分野の介護ロボット・ICT導入を進めていくことも重要であり、地域医療介護総合確保基金に基づく介護ロボット・ICT導入支援について、三年間の導入事業所数等の数値目標を設定していくことも考えられる。</p> <p>さらに、介護人材の資質の向上に資するよう、介護の世界で生涯働き続けることができるよう新たなキャリアパスの支援や事業主によるキャリアアップへの支援等の方策や、その具体的な目標を掲げることが重要である。</p> <p>加えて、ケアマネジメンツの質の向上及び介護支援専門員の人材確保に取り組むことが重要である。</p> <p>また、市町村は、必要な介護サービスの提供を確保するため、国や都道府県と連携し、介護サービス従事者に対する相談体制の確立、介護サービス事業所や医療・介護関係団体等の連携、協力体制の構築、ボランティア活動の振興や普及啓発活動等を通じて地域の特徴を踏まえた人材の確保及び資質の向上に取り組んでいくことが重要である。</p> <p>さらに、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備や人材確保の観点から、共生型サービスの活用も重要である。</p> | <p>(中略) また、都道府県と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の確保・定着支援(特に外国人介護人材の確保・定着)に当たっては、多文化共生や日本語教育等の担当部署と連携にも十分留意すること。」を阿輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護現場の魅力発信し、介護現場のイメージを刷新していくことが重要である。</p> <p>さらに、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)及び労働協約の適合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)以下「男女雇用機会均等法等」という。)におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和三年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業者選定に当たって、職歴において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動と必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されること(以下「職歴におけるセクシュアルハラスメント」又は「セクハラ」という。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが重要である。このような状況も踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組を推進していくことが重要である。</p> <p>介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」の使用の基本原則化に向けて、令和五年三月に介護保険法施行規則等が改正されたことにより、市町村においては、令和八年三月三十一日までに「電子申請・届出システム」の使用に向けた準備を完了する必要があることから、条例や規則の改正等を遅滞なく進めることが重要である。</p> <p>なお、標準様式及び「電子申請・届出システム」の活用により、区域外指定を受ける地域帯域型サービス事業者が複数市町村に対して行う指定申請にかかる事務負担も軽減される。</p> <p>加えて、介護人材確保が喫緊の課題とされる中で、介護サービスの質を確保しつつ、人材や資源を有効に活用するため、介護サービス事業者の経営の協働化や大規模化も有効な手段の一つとして検討することが重要である。</p> <p>業務効率化の観点からは、介護現場の整備に向けた取組を進めることが重要である。</p> <p>また、要介護認定を滞りなく適正に実施するために、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めることが重要である。</p> |
|---|---|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>9 介護旅行等事業者サービス及び印紙返還事業の円滑な実施を図るための事業等に關する事項</p> <p>(一) 介護旅行等事業者サービス</p> <p>(二) 印紙返還</p> <p>(三) 後援者虐待防止対策の推進(新設)</p> | <p>取組の方針案</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスについて、後援者虐待の事前調査による取組の推進に関する取組について(1997)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(1997)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(1998)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(1999)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2000)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2001)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2002)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2003)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2004)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2005)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2006)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2007)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2008)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2009)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2010)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2011)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2012)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2013)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2014)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2015)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2016)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2017)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2018)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2019)</p> <p>○ 介護旅行等事業者サービスの取組、取組の進捗状況について(2020)</p> |
|--|--|

■ 「(一) 介護給付等対象サービス」(中略) また、利用者の疑問、不満、不安等を解消し、介護サービスの質の向上を図るため、介護相談員派遣等事業について、受入れ事業者の目的を定めることが望ましい。

介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行うことが重要である。

■ 「(二) 総合事業」(中略) 総合事業の効果的な提供体制を構築していく方策として、総合事業の多様な担い手に対して、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行いながら、それぞれの者の連携体制の整備に関する事項を盛り込むことが重要である。その際、総合事業によるサービスの効果的・効率的な提供を促進する観点から、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、サービス事業所、生活支援コーディネーター、住民団体等、関係者に関係する者が、事業の目的やそれに向けてそれぞれが実施すべきことを明確に理解する場等を設けることが重要である。また、生活支援体制整備事業において、介護予防や日常生活支援に係るサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価を行うことが重要である。

■ 「(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化」(中略) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価並びに体制の強化は地域包括支援センターの設置及び運営に関する目標や地域課題・地域住民に対して果たす役割について定めて定めることが重要であり、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備を図る必要がある。次の取組等を行うことが求められる。

イ 地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による一定の関与をした上での、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大

ロ 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進(総合相談支援センター業務の一部分委託、プランナー・サブセンターとしての活用)

ハ 柔軟な職員配置(地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置するなど)専門員その他これに準ずる者の「準ずる者」の適切な範囲を設定するなど)

(中略) 加えて、介護離職の防止など、要介護者の支援の充実のためには、地域包括支援センターの上土日祝日の開所や、電話等による相談体制の拡充、地域に外向いた相談の実施のほか、認知症対応型共同生活介護など、地域包括支援センターの連携など、地域の実情を踏まえた家族介護者支援の強化について、具体的な取組を市町村介護保険事業計画に定めることが重要である。

■ 「(四) 高齢者虐待防止対策の推進(新設)」市町村は、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心して暮らせる生活環境や福祉サービス利用環境の構築を目指すため、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要である。

計画策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づき調査結果等の既存目標値(評価指標)を計画に定めるとともに、事後評価を行うことが有効である。

また、養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の権利保護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である。

■ 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントに向け、国の事故報告様式を活用し、報告された事故情報を適切に分析、介護現場に対する指導や支援等の取組

■ 総合事業に関係する者が、事業目的や実施すべきことを明確に理解する場等を設けることが重要

■ 生活支援体制整備事業において、サービス主体との連携促進及び連携先実施の取組評価

■ 業務負担軽減、体制整備

- ・ 居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大
- ・ 居宅介護支援事業所等、地域拠点活用による地域包括支援センター業務の体制整備
- ・ 柔軟な職員配置(地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置等)

■ 高齢者虐待防止法に基づき、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の双方について、PDCAサイクルを活用し、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要

■ 計画策定に当たっては、高齢者虐待防止法に基づき調査結果等の既存目標値(評価指標)を計画に定め、事後評価が有効である。

また、養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の権利保護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化を図ることも重要である。

■ 養護者に該当しない者からの虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止についても高齢者の権利保護業務として対応する必要があることから、関係部署・機関等との連携体制強化

| | 実施の方針案 |
|--------------------------------------|---|
| B 認知症の推進 | |
| (一) 普及啓発、人材育成支援 | |
| (二) 予防 | |
| (三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援 | <p>○介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、各種に連携する職員が認知症介護員研修等を実施するなどの取組の推進を重点化して実施している。</p> <p>○日本認知症ケア協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症対応力の向上を推進することについて協議。(H16S2)・(H16S)</p> |
| (四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 | <p>○介護サービス事業者等が認知症対応力の向上を推進することについて協議。(H16S2)・(H16S)</p> |
| 7 認知症高齢者生活支援の推進 | |
| 8 地域包括ケアシステム及び介護サービス等の推進 | |
| 9 地域包括ケアシステムに関する取組 | |
| (一) 地域包括ケアシステムに関する取組 | |
| (二) 地域包括ケアシステムに関する取組 | |
| (三) 地域包括ケアシステムに関する取組 | |
| 10 認知症高齢者の生活支援 | |
| 11 介護に対する職員の研修 | |
| 12 認知症に対する職員の研修 | |

16

■ 「(三) 医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援
イ 医療・ケア・介護サービス
活用促進、認知症カフェを活用した取組の実施等」
(ロ) 認知症初期集中支援チームの活動の推進 (認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族への訪問、観察・評価、対象者を適切な医療・介護サービスに繋ぐ等の初期の支援の実施等)
(ハ) 認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供・確保

(三) 認知症介護基礎研修の受講 (介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、令和三年度介護報酬改定において当該研修の受講を義務化)

■ 「(四) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
イ 認知症バリアフリーの推進
イ1 地域での見守り体制や燃素ネットワークの構築 (認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築)
イ2 チームオムレングス等の構築 (認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みの構築)
イ3 成年後見制度利用促進法や成年後見制度利用促進基本計画 (成年後見制度利用促進法第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。) に基づく権利擁護の底組の推進、市民後見人の育成・活用、支援組織の体制整備

(二) 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進

■ 「10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項」
(項目削除)

■ 「11 → 10 災害に対する備えの検討」
(中略)
目頭から介護施設事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが重要である。このため、介護事業所等に規定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促すことが必要である。
災害が発生した場合には、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築すること、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続性に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である。

■ 「12 → 11 感染症に対する備えの検討」
(中略)
また、感染症発生時も含めた都道府県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備が必要である。
さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要である。
感染症が発生した場合には、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築すること、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続性に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等が義務付けられているところ、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を行うことが必要である。

■ 認知症介護基礎研修の受講義務化

■ 日本認知症官民協議会における取組を踏まえた、官民が連携した認知症バリアフリーの推進等の認知症施策の取組推進

■ (項目削除)

■ 災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築が重要、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続性に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等が義務付けられているところ、事業者に対し必要な助言及び適切な援助

■ 感染症が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制構築が重要、指定基準により、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続性に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等が義務付けられているところ、事業者に対し必要な助言及び適切な援助

<銚子市現行計画の構成と、次期計画に向けたポイント>

【現行計画の構成】

| |
|---------------------|
| I 計画の策定にあたって |
| 1 計画策定の趣旨 |
| 2 計画の位置づけ |
| (1) 法令等の根拠 |
| (2) 計画の位置づけ |
| (3) 計画の策定体制 |
| (4) 計画の推進体制 |
| 3 計画期間 |
| 4 日常生活圏域の設定 |

| |
|-----------------------------|
| II 高齢者を取り巻く状況 |
| 1 人口等の概況 |
| (1) 人口 |
| (2) 世帯 |
| (3) 高齢者のいる世帯 |
| (4) 高齢者の居住環境 |
| (5) 介護保険被保険者及び要支援・要介護認定者の状況 |
| (6) 介護保険給付費の推移 |
| 2 市民等の関心、要望 |
| (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 |
| (2) 在宅介護実態調査 |
| (3) 介護サービス事業所等実態調査 |
| 3 人口等の将来推計 |
| (1) 将来推計人口 |
| (2) 将来推計人口(40歳以上) |
| 4 第7期計画の取組と課題 |

| |
|-------------------------|
| III 基本的な考え方 |
| 1 基本理念と基本目標 |
| (1) 基本理念 |
| (2) 基本目標 |
| 2 基本施策 |
| (1) 高齢者を支える社会基盤の整備 |
| (2) 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくり |
| (3) 尊厳ある暮らしの支援 |
| (4) 介護サービスの充実と施設の整備 |
| 3 施策の体系 |

【次期計画に向けて】

- ◆ 計画の前提となる条件、位置づけ、策定や推進の体制などを示す項目です。
- ◆ 法改正等、全国的な動向・潮流について点検・整理を行います。

- ◆ 人口等、銚子市高齢者を取り巻く基本的な指標や、関連する地域資源等について確認する項目です。
- ◆ 策定にあたり実施した、各種アンケート調査結果の概要について、計画策定の前提条件として整理・紹介します。
- ◆ 将来人口(推計)については、計画期間(3年度間)のほか、中長期の目標として、地域共生社会の実現をめざす2040年についても見通すこととなります。
- ◆ 現行計画の振り返りについて整理・紹介します。

- ◆ 基本理念や基本目標については、長期的な視点のもとでの考え方として継承しつつ、基本施策については、国の基本指針等を踏まえ、あらためて点検調整・整理を行います。
- ◆ 介護保険法の改正等を踏まえ、基本施策としての柱立てについて、点検調整・整理を行います。

| |
|---------------------------------|
| IV 施策の展開 |
| ＜施策展開の背景＞ |
| 1 高齢者を支える社会基盤の整備 |
| (1) 地域包括支援センターの機能強化 |
| (2) 在宅医療・介護連携の推進 |
| (3) 地域ケア会議の推進 |
| (4) 高齢者の住まいの安定的な確保 |
| (5) 在宅生活の支援 |
| (6) 地域における支えあいの推進 |
| (7) 安心・安全なまちづくりの推進 |
| (8) 地域包括ケアシステムを支えるための人材の確保と資質向上 |
| 2 介護予防の推進と高齢者の生きがづくり |
| (1) 健康寿命延伸に向けた健康づくりの推進 |
| (2) 介護予防・生活支援サービスの推進 |
| (3) 生きがづくりと社会参加への支援 |
| (4) 高齢者の就労支援 |
| 3 尊厳ある暮らしの支援 |
| (1) 認知症施策の推進 |
| (2) 高齢者虐待への対応 |
| (3) 成年後見制度への対応 |

| |
|-----------------------------------|
| V 介護保険サービスの見込みと介護サービス基盤の整備 |
| 1 被保険者数・要介護等認定者数の将来推計 |
| 2 介護等サービスの見込み |
| (1) 居宅サービス |
| (2) 地域密着型サービス |
| (3) 施設サービス |
| (4) 介護予防・日常生活支援総合事業 |
| 3 介護保険施設等の基盤整備 |
| (1) 介護保険サービス事業所の現状 |
| (2) 基盤整備の考え方 |
| 4 予防給付費・介護給付費の見込み |
| 5 介護保険料 |
| (1) 介護保険料算定に関わる標準給付費等の見込み |
| (2) 介護給付費の財源 |
| (3) 介護保険料の設定 |
| 6 介護保険制度運営の充実 |
| (1) 介護給付適正化 |
| (2) 低所得者等の負担軽減 |

◆ 高齢者福祉計画の施策です。高齢者福祉に関する施策・事業について、体系的に位置づけます。

◆ 地域包括ケアシステムづくりが、一定の目途となる2025年を迎えることから、そのまとめ期間として施策を位置づけていきます。また、地域共生社会の実現に向けても、2040年という長期的な目標・視点のもとで、考え方や取組みの方向性について検討し、位置づけます。

◆ 国の基本指針（案）を踏まえた新たな視点については主として次のようになっています。
・ 認知症に関連した国の方向性（大綱や計画など）を踏まえた施策推進 など

◆ 介護保険事業計画に該当する項目です。

◆ 国の「地域包括見える化システム」等に基づく、介護等サービス、基盤整備、介護保険料等の将来推計を実施し、調整結果について整理する項目です。

◆ 財政面をはじめ、介護人材、利用のしやすさなど、さまざまな面から計画期間の方向性を位置づけます。

◆ 国の基本指針（案）を踏まえた新たな視点については主として次のようになっています。
・ 公的サービス以外にも、地域における様々な主体によるサービス提供体制も踏まえて検討
・ 総合事業等、コロナ禍からの活動再開や参加率向上に向けた取組
・ 有償含むボランティアや就労的活動による社会参加の促進 など

※本資料は、令和5年7月10日開催の社会保障審議会介護保険部会で示された「基本指針（案）について」を踏まえ作成しています。
※今後、国から示される基本指針等により、内容が修正となる場合があります。